



# ACT アライアンス ジェンダー正義に関する基本方針\*

ACT アライアンス理事会委員会による承認  
2017年6月

最初の ACT ジェンダー平等に関する基本方針 (ACT Gender Equality Policy) が 2008 年 4 月 18 日に ACT 国際緊急委員会によって承認され、2010 年 9 月 6 日に、ACT アライアンスのより広範な使命を考慮して改訂版が採択された。本基本方針は、その 2010 年の文書を改訂したものであり、ACT アライアンスが遵守している既存の基準やコミットメントと整合性のあるものとなっている。このジェンダー正義に関する基本方針 (The Gender Justice Policy) は、ACT アライアンスの全てのメンバー[日本の場合には、日本キリスト教協議会 (NCC) 及び CWS JAPAN を指す]に必須の方針である。

## I. はじめに

ACT アライアンスは、私たちが共に活動する権利者保護のための仕組みを強化するため、ACT アライアンスの活動に触れる権利者、ACT アライアンスのメンバーと共に活動する権利者、あるいは ACT アライアンスのメンバーに関わる権利者の間で、あらゆる人を受け入れようとするインクルーシビティ[包含性、包摂性]とジェンダー平等を高め、ジェンダーによる差別や暴力のリスクを最小化するために、本基本方針を改訂し、策定した。本基本方針は、性的搾取・虐待、不正・汚職、権力濫用防止のための ACT 行動規範、及び ACT 人道的保護に関する基本方針を補完するものであるが、これらに代わるものではない。また、これは ACT 適切な支援のための行動規範、性的搾取と虐待防止のための団体間常設委員会 (IASC) ガイドライン、国際赤十字・赤新月運動および災害救援における NGO のための行動規範の原則を補完するものでもある。本基本方針は、世界的な最優良事例に沿って策定されたものであり、「人道支援の必須基準」(CHS)、「スフィア基準」(人道支援にお

---

\* 本稿は“ACT Alliance Gender Justice Policy”(2017年)を日本キリスト教協議会(NCC)ジェンダー正義に関するポリシー策定のためのワーキンググループが2021年10月に翻訳したものである。文末脚注は原文の脚注を訳したものである。角括弧内及び脚注は訳者による。“gender justice”は一般的に「ジェンダー公正」と訳されてきたが、エキュメニカル運動においては神の正義(God's justice)との結びつきが意識されているため、「ジェンダー正義」と訳した。原文において太字で表記されている箇所については、日本語での読解を妨げない程度に再現した。

る最低基準)、「人道行動における IASC ジェンダー・ハンドブック」を用いて、3 つの活動様式全てに適用できるようになっている。

ACT アライアンスは、ジェンダー不平等や不正義、ジェンダーによる差別や暴力の終結と、ジェンダー格差の是正を信じ、全ての人の尊厳を促進するために不平等な力関係に取り組む。この目的のために、**ACT アライアンスは、このジェンダー正義に関する基本方針採択後 3 年以内[9 年以内に延期された]に、各メンバーが各地域において文化的・プログラムの文脈に即した、理事会承認を得てジェンダー正義に関する基本方針を策定することを期待する。**

ACT アライアンスは、「持続可能な開発目標 (SDG)」第 5 目標や「インスタンブール原則」に掲げられているように、**ジェンダー平等を実現し、全ての女性と少女のエンパワーメントを誓う<sup>1</sup>**。ACT アライアンスは、全ての人間の尊厳、独自性、固有の価値と人権を尊重し、力づけ、そして保護することに尽力する。ACT アライアンスは、全ての人が社会、信仰共同体と自身の生活を形成するために同じ権限を持つことができるように、性自認と性的指向、障害<sup>†</sup>、国籍、民族、宗教または信条、階層または政治見解による差別を認めない。

ACT アライアンスは、ジェンダー平等が共通の価値観と不可侵の人権として保障されるように取り組む。普遍性と無差別の人権原則は、ACT アライアンスが協働する全ての人に適用される。ACT アライアンスは、ジェンダー主流化をジェンダー平等を達成するための適切な戦略であると考えている。

ACT アライアンスは、ジェンダー正義に関する本基本方針および ACT 行動規範の一部として、ACT が遵守に同意した国連安全保障理事会の決議、条約および国連文書のうち、特にジェンダーに関連するものを承認している。これには、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) (2015 年)、北京宣言及び行動綱領 (1995 年)、国連人口開発会議 (1994 年)、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (CEDAW) (1979 年)、安全保障理事会決議 1325、ウィーン宣言及び行動計画 (1993 年)、国連総会決議 A/Res/67/146 女性性器切除の撤廃に向けた世界的な取り組みの強化 (2012 年) などが含まれる。

**この基本方針は、全ての ACT アライアンスのメンバーに適用されるものであり、連合体 (alliance) としての質を向上させ、よりよく説明責任を果たすためのツールともなる。ジェンダー正義の諸原則は、ジェンダー正義に関する基本方針を策定するにあたり、全メンバーが従うべき最低限の基準を示すものである。**

---

<sup>†</sup> NCC「障害者」と教会問題委員会の表記に倣い、“disability”を「障害」と訳した。

## II. 主要な定義<sup>2</sup>

以下に挙げる諸概念の主要な定義は、主に ACT アライアンスのジェンダーインクルージブ[包含的、包摂的]な権利に基づく開発トレーニングマニュアルから引用している。

**セックス**とは、個人の生物学的決定や、男性、女性、あるいはインターセックスといった身体的区別・分類、またそれらの異なる生物学的機能に関する医学用語である。

**ジェンダー**とは、まず第一に、社会的に構築された規範や慣行に基づく不平等な力関係のことであり、それは個人の実際の、あるいは認識されたセックスに由来する。ジェンダーは社会化によって習得され、しばしば男らしさや女らしさという用語で表現される。ジェンダー不平等は、あらゆるジェンダーの人々が平等に権利を享受することに影響を与える。ジェンダーは社会的に構築されたものであるため、男性と女性の役割に関する固定観念は文脈や時代に左右されるものであり、問い直され、変化しうるものである。全ての社会においてこれらの役割は進化し、変化してきた。ジェンダーという用語は、あたかも女性という言葉と同義かつ交換可能であるかのように使われることが多いが、そうではない。ジェンダーのアプローチが女性や少女に焦点を当てることが多いのは、女性と少女のほとんどが、世界中でいまだに差別と排除に直面していると認識されているからである。

**ジェンダー平等**とは、ジェンダーやセックスに関係なく、政治的、市民的、経済的、社会的、文化的な生活領域における基本的な自由を含めて、人権、機会、責任、リソース、報酬を平等に享受することである<sup>3</sup>。ジェンダー平等は人権問題として、また、人々を中心とした持続可能な開発の前提条件および指標として捉えられている。

**ジェンダー・アイデンティティ（性自認）**とは、自らのジェンダーに対するその人自身の認識であり、出生時に割り当てられたセックスと一致する場合もあれば、一致しない場合もある。それは、さまざまな文化がそれぞれのセックスに属することとして付与する全ての属性や特徴を含む。

**ジェンダー主流化**とは、ジェンダー平等を達成するための戦略である。それはあらゆる計画や活動が及ぼすジェンダーに基づく影響を評価するプロセスである。全ての人が等しく利益を得て、不平等が持続しないようにするために、全ての人の関心や経験を、経済・政治・社会のあらゆる領域において、基本方針やプログラムの構想・実施・モニタリング・評価において不可欠なものとするための戦略である。<sup>4</sup>

**ジェンダーに基づく暴力**（gender-based violence, GBV）とは、場の公私を問わず発生し、女性に対して身体的、性的、もしくは心理的な危害または苦痛となる暴力行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含む。<sup>5</sup>ジェンダーに基づく暴力とはインクルーシブな用語であり、個人の意思に反して行われ、女性と男性の間の力の不平等のような社会的要因に帰する（ジェンダーの）差異に基づいたあらゆる有害な行為を示す。GBV の行為は、多くの普遍的な人権を侵害する。特定のタイプの GBV の性質や程度は、文化、国、地域によって異なる。GBV には、ジェンダーに基づく性的な暴力（sexual gender-based violence, SGBV）、性的搾取や虐待、

レイプ、強制的な売春、人身売買、有害な伝統的慣行、脅迫、心理的暴力、名誉に関連する暴力などの親密な関係性におけるジェンダーに基づく暴力などが含まれる。

**インターセクショナリティ** (intersectionality) とは、ジェンダー、階層、障害、その他のアイデンティティの軸などの社会的・文化的に構築されたさまざまなカテゴリーが、複数のレベルで同時に相互作用し、組織的な社会的不平等と抑圧の要因となっていることを検証する理論及びアプローチである。インターセクショナリティは、人種差別 (racism)、性差別、ホモフォビア (同性愛嫌悪)、宗教に基づく偏見など、社会における抑圧の古典的概念が、互いに独立して作用するのではないと主張する。むしろ、これらの抑圧の諸形態は相互に関係し合い、複数の差別形態の「交差点」 (インターセクション) を反映した抑圧のシステムを作り出している。

### 性と生殖に関する健康と権利 (sexual and reproductive health and rights)

**性的権利** (sexual rights) とは、全ての人々が自分のセクシュアリティのあらゆる側面について自由かつ責任を持って決定する権利のことであり、性の健康 (セクシュアルヘルス) の保護と促進、性生活や全ての性的決定において差別、強制、暴力を受けないこと、性的関係における平等、完全な同意、相互尊重、責任の共有を期待し、要求することが含まれる。

**リプロダクティブ・ヘルスの権利** (reproductive health rights) とは、障害者 (PWDs) の懸念を含み、全ての人々が身体的・精神的・社会的に完全であることに関する権利である。それは、満足のいく安全な性生活、子どもを持つ能力、いつ、どのくらいの頻度で子どもを持つか、あるいは持たないかを定める自由など、生殖システムに関連する全ての事項にかかわる。

## III. ジェンダー正義に関する基本方針の諸原則

ジェンダー平等と、全ての女性と少女のエンパワーメント (SDG5) を実現するために、ACT メンバーは以下のことを行う。

### 原則 1：ジェンダーバランスのとれた人々の参加、意思決定、代表、人事を確保すること<sup>6</sup>

参加とエンパワーメントは、開発という概念の定義そのものと開発プロセスに含まれている。したがって人々は、自分たちの生活に影響を与える意思決定に参加する権利を持っている。ACT アライアンスは、ジェンダーインクルーシブな権利に基づく視点をもって活動しているため、人々がジェンダーに関係なく自らの能力に基づいて協議し、参加することが不可欠である。これには、プログラムの全ての段階において、人々の参加を阻む障壁があればそれを特定することも含まれる。プログラムの計画から最終評価に至るまで、ACT の全ての活動分野に女性と男性のどちらもが完全な形で参加するということであり、そこには、女性も意思決定をする権限を持つことが含まれる。

ACT アライアンスは、あらゆる人材要件及びあらゆるレベルのジェンダーバランスの推進を尊重する。これは、ACT 事務局、ACT アライアンス各事務所のメンバー、現地チーム、評価チーム、運営機関、諮問グループ、フォーラムの構成において、男女比が同等になるまで徐々に改善されることを意味する。ジェンダー比率が 60 対 40 の場合は妥当である。女性

あるいは男性の比率が 40%未満の場合は、是正措置が必要である。同様に先任権や職務においても、ジェンダーバランスの観点から女性と男性の平等を考慮することが重要である。

ジェンダーバランスとは、活動の全ての分野における女性と男性の平等な参加に関する人事の課題である。これは、スタッフの多様性推進し、全ての人にサービスを提供できるよう機関の能力を高め、プログラムの効果を向上させるものである。

全てのスタッフ<sup>7</sup>は平等に扱われ、昇進等の機会も平等に与えられる。ただし、ジェンダーの不均衡が認められ、明確なアファーマティブ・アクションが必要な場合はこの限りではない。業績評価指標はジェンダーに配慮したものでなければならず、女性と男性の指導力はいずれもジェンダーに配慮した観点から評価されなければならない。

## **原則 2：プログラム設計を含む全ての戦略的領域において、ジェンダー主流化によってジェンダー平等を確保すること**

ACT アライアンスは、ジェンダー平等を達成するための戦略としてジェンダー主流化に取り組み、あらゆるレベルで、あらゆる計画や活動が及ぼすジェンダーに基づく影響を評価するプロセスに責任をもってかかわる<sup>8</sup>。

ジェンダー正義の主流化は、アドボカシー、開発、人道的プログラムにおいて、また ACT アライアンスのジェンダー正義に関する基本方針やジェンダーに焦点を当てたアドボカシーを国家レベル、国際レベルで実践的に適用することで実現される。ジェンダー平等への留意は、設計、分析、計画、実施、パフォーマンス、人事方針、モニタリング、評価、報告、判定においてジェンダー平等が考慮されることによってプロジェクト、プログラム、制度的なレベルでの実践の内容と方向性が変えられ、ジェンダー平等と女性のエンパワメントが実現する。ジェンダーは、全ての諮問グループで主流化されるものとする。

主流化の際には、ジェンダー主流化をモニタリングするための報告と説明責任の仕組みを作り、利用することが重要である。

ACT メンバーは一般的に、新しいプログラムや介入を設計する際にリスクを考慮する。これは、女性エンパワメントとジェンダー平等への配慮を含む。

PANEL+<sup>9</sup>に基づいた PMER-L [Participatory Monitoring, Evaluation, Reflection and Learning] のデザインは、人間の尊厳を保証し、促進し、セックスとジェンダーに関連したインターセクショナルリティを認識するようなアドボカシー、開発、人道的プログラムにおいて、ジェンダーインクルーシブな権利に基づいたアプローチ<sup>9</sup>を包含している。

ジェンダー分析は、女性と男性の関係性、リソースや利益の管理やそれらへのアクセス、ジェンダーロール、互いに直面する制約などを調査／検討するプログラムの設計において不可欠である。全てのニーズと部門別評価、あるいは状況分析は、ジェンダー分析を含んでいなければならない、その分析は全ライフサイクルに及ばなければならない。

### **原則 3：理事会承認（board-approved）のジェンダー正義に関する基本方針を採用すること**

ジェンダー正義に関する基本方針の諸原則は、組織のジェンダー基本方針の基礎となる基本原則を説明する枠組みを構成し、ジェンダー平等を達成するための方向性を与える。

アライアンス全体の質、説明責任、コミットメントを強化するために、ACT アライアンスは、本基本方針の採択から 3 年以内に、ACT アライアンスの全てのメンバーが、本基本方針に概説されている諸原則に沿って、理事会が承認したジェンダー正義に関する基本方針の調整、改訂または策定を行うことを期待する。

ACT アライアンスのメンバーがそれぞれのジェンダー正義に関する基本方針を策定する際に重要なことは、基本方針が全スタッフ、ボランティア、そしてプロジェクトやコミュニティへのアクセスを持つ全ての人に確実に適用されるようにすることである。ジェンダー基本方針には、行動実施計画を伴い、説明責任を果たすためのモニタリングと報告の仕組みが組み込まれていなければならない。

### **原則 4：全てのスタッフに研修と能力開発が確実に提供されるようにすること**

ACT アライアンスは、ウェビナーや ACT アライアンスの研修マニュアル「ジェンダーインクルーシブな権利に基づく開発」を通じて、メンバーのジェンダー正義に関する基本方針の策定を支援することを約束している。このマニュアルには、キーコンセプトを探求し、実践的な分析ツールを紹介し、ジェンダー平等と人権の原則や基準を統合するための戦略についての考察を助ける研修資料が含まれている。また、研修マニュアルには参考資料や支援サービス機関のリストも含まれている<sup>10</sup>。

ACT アライアンスのメンバーは、新たに策定した基本方針について、スタッフやその他の人々に研修を提供することが期待される。これには、新入スタッフ研修や、既存のスタッフのための定期的な再教育研修が含まれる。ジェンダーに配慮したプログラムの実施におけるジェンダー意識と専門知識は、ACT メンバーの組織の全ての役職で、またはその契約先（評価・監査契約や実施パートナーなど）との間で、中間レベルから上級レベルまで、全ての託事項の一部とすべきである。

### **原則 5：コミュニティ、パートナー、その他の人々に本基本方針を周知すること**

ACT アライアンスは、私たちが共に活動するコミュニティへの説明責任と、私たちが行う全ての活動の透明性が重要であると考えます。コミュニティやパートナーの能力を高めることは、ジェンダー正義を達成するための優れた実践の重要な要素である。ジェンダーに配慮したモニタリングと報告の仕組みを作り、フィードバックは上からだけでなく下からも行われなければならない。男らしさとジェンダーロール（性役割）は特に考慮されなければならない。

ACT アライアンスのメンバーは、自らやそのパートナーが活動しているコミュニティにおいて、基本方針に関する意識向上のための計画を立てるべきである。

ACT アライアンスのメンバーは、現地のパートナーと協力して基本方針の理解を深め、ジェンダーに配慮した研修や PMER-L ツールを通じて、ジェンダー正義を自分たちのプログラムの中で主流化するように働きかけるべきである。

### **原則 6：ジェンダー・アイデンティティ（性自認）を理由とする人権侵害を防止する戦略を推進すること**

全ての人は、セックス、性的指向、性自認にかかわらず、国際人権法で規定された保護を享受する権利がある。この権利には、生命、安全、プライバシーに関する権利、拷問、恣意的逮捕や勾留を受けない権利、差別を受けない権利、そして表現、結社、平和的集会の自由の権利が含まれる。

ACT アライアンスは、性自認に基づく人権侵害が人権問題の正当な領域を構成していることを認めている。ジェンダーに関する社会的・文化的概念に適合しない女性、男性、少女、少年、インターセックスの人々は、しばしば迫害、差別、重大な人権侵害の犠牲となっている。ACT アライアンスは、ジェンダー・アイデンティティや性的指向に基づくいかなる差別、迫害、暴力にも強く反対する。

### **原則 7：ジェンダーに基づく暴力からの保護を確保すること**

ACT アライアンスは、武力紛争下<sup>11</sup>だけでなく、平時<sup>12</sup>においても、ジェンダーに基づく暴力（GBV）<sup>13</sup>に対して毅然たる対応（ゼロ・トレランス）をとる。

ACT アライアンスは、GBV が全ての国、宗教、社会階層において継続的に発生している世界的な問題であることを認識している。GBV には、女性性器切除（FGM）や児童・早期・強制結婚（CEFM）<sup>14</sup>などの有害な伝統的慣行が含まれる。女性を対象とした GBV は、最も頻繁に発生している人権侵害の一つである<sup>15</sup>。

ACT アライアンスは、働する全ての人のあらゆる形態の暴力、虐待、ネグレクト、搾取に対して毅然たる対応（ゼロ・トレランス）を採用している。ジェンダーに基づく性的な暴力を含む GBV は多くの場合、緊急事態において発生し、少年、少女、とりわけ障害を持つ人々影響を与えている<sup>16</sup>。これは命に関わる深刻な保護問題であるが、しばしば報告されないうままとなっている。人命を救い、保護を最大化するためには、危機の初期段階から、長期的な開発協力やアドボカシーに向けた継続的な活動の中で、人道支援アクター（humanitarian actors）による予防と対応が必要である<sup>17</sup>。人道的危機において、被災者（affected populations）が基本的なニーズを満たすために人道支援組織に依存することは、ACT アライアンスの全スタッフに倫理的責任と注意義務を課すことになり、スタッフは行動規範（Code of conduct）に基づいて報告する義務がある。

### **原則 8：性と生殖に関する健康と権利へのアクセスを確保すること**

ACT アライアンスは、全ての個人が性と生殖に関する健康と権利（SRHR）へアクセスできるようにしたいと考えている。それは、個人が差別、強制、暴力を受けずに、自分の性的

関係、避妊具の使用、リプロダクティブ・ヘルスケア（性と生殖に関する健康ケア）に関して、情報に基づいた意思決定を自分で行えるようにするためである。

SRHR へのアクセスは、少女の教育や女性の経済的エンパワーメントを可能にするものであるため、他の権利享受を確保し、貧困を削減するための必須条件であると ACT アライアンスは考えている。家族計画、同意年齢の下限、性的・リプロダクティブ・ヘルスケアへのアクセス、文化的に適切で年齢に応じたインクルーシブなセクシュアリティ教育（CSE）<sup>18</sup> を含めることは、全て人権と尊厳、および全体的で持続可能な開発のために不可欠な要素である<sup>19</sup>。

ACT アライアンスは、若い人々がセクシュアリティ教育を含む情報にアクセスし、教育を受ける権利を持っていることを認めている。これは、子どもの権利に関する条約を含むいくつかの国際条約や条約で具体化された権利である。ジェンダーロール(性役割)や人間関係における不公平な力関係に関する伝統的な態度は、低年齢での性体験、リスクのある性的行動の増加、コンドームや避妊具の使用率の低さ、望まない妊娠の増加、HIV 感染率の高さなどの危険因子と関連している。

#### IV. 基本方針の策定と展開のための計画

ACT アライアンスは、本基本方針の採択から 3 年以内に、ACT アライアンスの全てのメンバーが、本基本方針に概説されている諸原則に沿って、理事会が承認したジェンダー正義に関する基本方針の調整、改訂または策定を行うことを期待する。

ACT アライアンスは一貫してジェンダー正義に取り組んでおり、ACT ジェンダー正義実践共同体（Community of Practice）はメンバーのジェンダー正義に関する基本方針の策定・採用を支援するため、2018 年から 2020 年[2026 年まで延期された]までの間、研修や伴走支援を通じてアライアンス全体を支援する。

ACT アライアンス内のいくつかのメンバーや個人は、ACT アライアンスのジェンダーインクルーシブな権利に基づく開発に関する研修マニュアル（2015 年 6 月）に基づいた研修を受けてきた。ACT アライアンスでは、研修マニュアルの促進を行い、基本方針の策定や展開を支援することのできる指導者養成研修の登録簿を作成する予定である。

#### V. 基本方針の見直し

本基本方針は 4 年ごとに見直される。プログラムや文脈に重大な変更がある場合は、基本方針をより頻繁に見直す必要もあり得る。ACT アライアンスは、各 ACT メンバーが少なくとも 4 年に 1 度、プログラムや文脈に重大な変更がある場合には、より頻繁に基本方針の見直しを行うことを期待する。

(以 上)

<sup>1</sup> 国連持続可能な開発目標（SDG）5 参照。

<sup>2</sup> ジェンダー正義の定義と用語のより詳細なリストは、ACT アライアンス研修マニュアル「ジェンダーインクルーシブな権利に基づく開発－モジュール2・コンセプト－」（2015年6月）に収録されている。<http://actalliance.org/capacity-building/gender-inclusive-rights-based-manual/>

<sup>3</sup> 世界人権宣言、特に1966年の市民的及び政治的権利に関する国際規約（CCPR）、1966年の経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（CESCR）、1979年の女性差別撤廃委員会（CEDAW）、1989年の子どもの権利に関する委員会（CRC）に基づく。

<sup>4</sup> 1997年の経済社会理事会報告書より2010年に定義された。A/52/2、第4章「ジェンダー主流化に関する特別セッション」を参照。

<sup>5</sup> 女性に対する暴力の撤廃に関する国連宣言（1993年）第1条を参照。

<sup>6</sup> SDGの目標5.5.5は、政治的、経済的、公共生活における意思決定の全てのレベルにおいて、女性の完全かつ効果的な参加とリーダーシップの機会の平等を確保することである。

<sup>7</sup> スタッフとは、ACT事務局やACTメンバーのために働くフルタイム、パートタイム、臨時スタッフや、コンサルタント、研究者、フォトグラファーなどの短期契約でプロジェクトに従事する人々を指す。

<sup>8</sup> SDGの目標5.1は、全ての女性と少女に対するあらゆる形態の差別をなくすことを目指すものであり、SDG目標5.1.1.1は、セックス（生物学的性）に基づく平等と無差別を促進し、実施し、モニタリングするための法的枠組みが整っているかどうかを問うものである。

<sup>9</sup> PANEL+は、参加（participation）、説明責任（accountability）、無差別（non-discrimination）、エンパワーメント（empowerment）、人権との連携（linking to human rights）を、プラスは、ジェンダー平等を明示的に取り上げていることを示す。ACTアライアンスの研修マニュアルを参照。<http://www.actalliance.org/what-we-do/issues/gender-inclusive-rights-based-manual>

<sup>10</sup> <https://actalliance.org/capacity-building/gender-inclusive-rights-based-manual/>

<sup>11</sup> 紛争下においてGBVはしばしば政府や非政府組織によって実践されたり、容認されたりしている。

<sup>12</sup> 国連決議1325と1820は、ACTアライアンスのGBVに関する指針の特徴を言い表している。国際連合広報センターのウェブサイト参照。

[https://www.unic.or.jp/activities/peace\\_security/peace\\_keeping/document/peacekeepers\\_daly/gender/gender2/](https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/peace_keeping/document/peacekeepers_daly/gender/gender2/), accessed on January 23, 2021.

<sup>13</sup> SDG目標5.2：人身売買、性的その他の搾取を含む、公共の場および私的な場において、全ての女性および女兒に対するあらゆる形態の暴力をなくすこと。

SDG5目標5.2.1：過去12カ月間に、現在または過去の親密なパートナーから身体的、性的または心理的な暴力を受けたことのある15歳以上の女性および女兒の割合を、暴力の形態別および年齢別にみること。SDG5目標5.2.2：過去12ヶ月間に親密なパートナー以外の者から性的暴力を受けた15歳以上の女性および女兒の割合を年齢別および発生場所別にみること。

<sup>14</sup> SDG 5 Target 5.3：児童婚、早婚、強制結婚、女性性器切除などの有害な慣行を全て排除する。SDG 5 Target 5.3.1 15：15歳以前と18歳以前に結婚または婚姻関係にあった20～24歳の女性の割合。SDG 5 Target 5.3.2：女性の性器切除・切断を受けたことがある15～49歳の女兒および女性の年齢別割合。

<sup>15</sup> 国連人権高等弁務官事務所の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の一般勧告では、「女性であることを理由に女性に向けられた暴力、または女性に不釣り合いに影響を与える暴力」と定義している。

---

<sup>16</sup> [https://www.add.org.uk/sites/default/files/Gender\\_Based\\_Violence\\_Learning\\_Paper.pdf](https://www.add.org.uk/sites/default/files/Gender_Based_Violence_Learning_Paper.pdf)

<sup>17</sup> ユニセフ（2008年、ジュネーブ）によれば、災害の発生や紛争の勃発から最初の72時間に女性と子どもに対する最悪の人権侵害が発生する。

<sup>18</sup> <http://unesdoc.unesco.org/images/0023/002357/235707e.pdf>

<sup>19</sup> <http://www.unfoundation.org/what-we-do/campaigns-and-initiatives/universal-access-project/briefing-cards-srhr.pdf>